

熊本県市町村等自殺対策推進事業実施要項

1 事業の目的

市町村又は民間団体が独自に取り組む自殺対策事業について支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

3の事業の実施主体が取り組む以下の事業に対し、熊本県健康福祉補助金等交付要項で定める補助金を予算の範囲内で交付する。

事業区分	事業内容
対面相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等</li> <li>・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等</li> <li>・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）</li> <li>・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営</li> <li>・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等</li> </ul>
電話・SNS相談事業	<p>関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等</li> <li>・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等</li> <li>・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等</li> <li>・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等</li> </ul>
人材養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣</li> <li>・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接</li> </ul>

	<p>する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</li> <li>・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣</li> <li>・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等</li> </ul>
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム、講演会等の開催 等</li> <li>・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等</li> <li>・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布</li> <li>・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等</li> </ul>
自死遺族支援機能構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）</li> <li>・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備</li> <li>・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援</li> <li>・遺族等への法律面や生活面における相談支援</li> <li>・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等</li> </ul>
計画策定実態調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定又は見直しに必要な調査研究等</li> <li>・計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施</li> <li>・計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営 等</li> </ul>
若年層対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業</li> </ul> <p>（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業</li> </ul>
SNS地域連携包括支援事業	<p>国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専</p>

	<p>任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施等</p>
深夜電話相談強化事業	<p>関係行政機関や民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等</p>
自殺未遂者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣</li> <li>・受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整</li> <li>・退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等</li> <li>・自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援</li> <li>・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施</li> <li>・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修等</li> </ul>
災害時自殺対策継続支援事業	<p>「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催</li> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等</li> </ul>
自殺未遂者支援・連携体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催</li> <li>・警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施</li> <li>・警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施</li> <li>・提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等</li> </ul>
災害時自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催</li> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施</li> </ul>
ハイリスク地対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置</li> <li>・ハイリスク地のパトロールの実施</li> <li>・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築等</li> </ul>
地域特性重点特化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業、計画策定実態調査事業、若年層対策事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業）</li> </ul> <p>であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として認められる事業。</p> <p>ただし、地域自殺対策強化交付金の交付申請において、厚生労働省に対して次の項目を整理した実施予定事業の申請を行い、同省の審査の上、採択される必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の分析、事前評価</li> <li>・事業目的・内容、事業効果、達成目標</li> <li>・事後検証・評価</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業（対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族・自殺未遂者支援事業）</p>

### 3 事業の実施主体

- (1) 事業の実施主体は、市町村又は民間団体（法人格を有する民間団体で、これまで県と協働して自殺対策に取り組む等の実績があり、2に掲げる事業に適切に取り組むことが可能であると認められるものに限る。）とする。
- (2) 市町村は、地域の実情に応じ、当該市町村が適切と認める民間団体に事業の実施を委託することができる。

### 4 事業の補助対象経費に係る留意事項

- (1) 事業の対象経費と重複して、国又は県が所管する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 事業の対象経費は、熊本県健康福祉補助金等交付要項で定める補助対象経費のうち、事業を実施するために直接必要な経費とする。ただし、事業を実施する市町村の常勤の職員に係る人件費等の経常的な経費及び市町村の職員の旅費に係る経費（県が認めるものを除く。）は対象外とする。

### 5 事業の実施期間

事業は、事業の実施に係る補助金の交付申請を行った年度の3月31日までに完了することとする。

## 附 則

この要項は、平成27年8月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要項は、平成28年9月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要項は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要項は、令和元年11月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要項は、令和2年11月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要項は、令和3年10月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。